

沖縄県遠距離等通学費補助金交付要領の改正について

1 事業の目的

バス通学費等支援事業（無料化）の対象外で、遠距離通学等で毎月の交通費負担が大きい高校生等に対し、通学費の一部を支援することで教育に係る経済的負担の軽減を図ることにより、家庭の経済環境にかかわらず、安心して学業に励むことができる環境の整備を目的とする。

2 主な改正内容

令和7年1月9日付けで沖縄県遠距離等通学費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を改正したことに伴い、本要領も所要の改正を行う。

- (1) 現行の要綱に合わせた字句の修正を行う。
- (2) 高等学校等就学支援金の支給の判定結果を外事業に用いることはできないため条文から削除する。
- (3) 健康保険証の廃止に伴って、提出書類から保険証を除く等の改正を行う。
- (4) 家計急変支援制度による受給者等の支給期間に関する要綱の参照条文が異なるので変更する。

3 改正の理由

(1) （第2条）関係

令和6年2月22日付けで、「他の制度により通学費の全額を受給できる者」から、「他の制度により通学費の支援を受けている者」へ要綱第3条第4号オ及び同条第5号エを改正したことから、正しい表現に改める改正を行う。

(2) （第4条第2項）関係

高等学校等就学支援金の支給の判定を行うために得た税情報を他事業で用いることは禁止されていることから削除する改正を行う。

(3) （第5条、第8条及び様式1）関係

令和6年12月から新規の健康保険証が発行されなくなったことから、親権者以外の申請の場合、当該生徒を扶養していることの確認は扶養誓約書（様式1）によることとし、提出時期も補助金の交付申請書類の提出時に改めて、現行の第5条第3号とする改正を行う。

(4) （第6条）関係

家計急変支援制度による受給者等の支給期間を定めた条文だが、参照条文が要綱第9条（補助金の支払いに関する条文）と誤っていることから、正しい条文に改め

る等の改正を行う。

4 改正箇所・内容

別紙「新旧対照表」による。

5 改正時期

令和7年1月16日の施行とし、令和7年度予算からの適用とする。

ただし、3(1)から(3)の改正は、令和6年度予算からの適用とする。